

阪南町埋蔵文化財発掘調査報告Ⅰ

# 玉田山遺跡発掘調査報告書

——大阪府泉南郡阪南町自然田所在——



昭和57年3月

阪南町教育委員会

## はしがき

玉田山は、大阪府泉南郡阪南町自然田に所在する、標高77.1mほどの小高い丘陵であります。現在、その丘陵の頂上部から腹部にかけての部分は、玉田山遺跡として知られており、またその西麓部分の一郭は、玉田山古墳群として知られています。

この玉田山は、単なる普通の山ではなく、歴史的に、古来、非常に重要視されてきた山であります。と申しますのは、「古事記」や「日本書記」の中に、垂仁天皇の時代に、その第二子であります五十瓊敷入彦命（景行天皇の兄）が、「菟砥河上宮に居て、鉄劍一千口を作らせた」という記録があり、しかもその菟砥河上宮の所在地、また五十瓊敷入彦命の墓（「延喜式」はこれを宇度墓とよんでおります）の所在地が、永く、この玉田山の地に求められていたという事実経過があるからであります。

明治十四年に至って、時の宮内省は、詮議の末、玉田山は「宇度の墓とするには条件が備わらぬ」ということで、宇度墓=玉田山説をしりぞけて、爾来、岬町淡輪に所在する、淡輪ニサンザイ古墳（東陵）が宇度墓とみなされているわけであります。いずれに致しましても、玉田山が、歴史と伝統にみちた由緒深い丘陵であることにかわりはありません。

今般、阪南町では、この玉田山全体を近隣公園として住民の方々に活用していただいたらどうかということで、山頂部に展望台を、また他の二ヶ所に広場をつくる計画をたてました。但し、この計画を実施しようとしますと、丘陵そのものを、場所によっては3~4m近く削平してしまわなければならなくなりますので、果してそのことが、文化財保護の理念にたって考える時、現実的に可能であるかどうか、そのことを問うために大阪府に対し調査を依頼したわけであります。

この報告書は、そのおりの興味深い調査成果をまとめた一書であり、同時に阪南町が手がけました、はじめての埋蔵文化財発掘調査報告書でもあります。

なお、調査に従事されました関係者すべての方々に、心よりお礼申しあげる次第であります。

昭和57年3月

阪南町教育委員会

教育長 常盤木 督 雄

## 例　　言

1. 本書は、阪南町教育委員会社会教育課が、昭和55年度に実施した、阪南町近隣公園整備事業計画に伴う「玉田山遺跡発掘調査報告書」である。
2. 調査は、派遣依頼により、大阪府教育委員会事務局文化財保護課技師久米雅雄を担当者とし、昭和56年10月1日着手し、同年12月27日に終了した。なお整理作業は、昭和56年度事業としてこれを実施した。
3. 調査に従事したものは、川西淳一、辻本智加雄、前俊雄、南直樹、浮舟明快、大塚邦一、角井久七、堺常雄、野村伝治、前田勇、辻本智子、弘中真理子の各位である。また、写真に関しては、一部、立花正治氏を煩わし、考古資料を含む玉田山関連史料の提供に関しては、南壽郎氏から快い御協力をいただいた。記して、上記の方々に心から感謝申しあげる次第である。
4. なお、本書の執筆は久米がおこない、調査期間中の実務連絡については、阪南町教育委員会社会教育課の根津肇正、南久雄がこれを担当した。

## 本 文 目 次

第 1 章	位 置 と 環 境	P. 1
第 2 章	玉田山遺跡と「宇度墓」伝承	P. 2
第 3 章	既 往 の 調 査	P. 5
第 4 章	調 査 報 告	P. 7
	A) 第Ⅰ調査区(礎石遺構)	P. 7
	B) 第Ⅱ調査区(箱式石棺)	P. 8
	C) 第Ⅲ調査区(祭祀遺構・列石遺構)	P. 10
第 5 章	ま と め	P. 11
附 錄	「古鏡対照ノ資料」南瓊山筆	P. 14

## 図 版 目 次

- 図版第一 玉田山遺跡と周辺遺跡  
図版第二 玉田山遺跡遠景  
図版第三 玉田山絵図（南家所蔵）  
図版第四 菅砥河上宮旧跡と玉田山碑文  
図版第五 伝玉田山出土遺物（南家所蔵）  
図版第六 玉田山遺跡トレンチ位置図  
図版第七 第Ⅰ調査区平坦面調査状況  
図版第八 第Ⅰ調査区礎石遺構  
図版第九 第Ⅰ調査区山頂部遺構検出状況  
図版第十 第Ⅰ調査区箱式石棺  
図版第十一 第Ⅱ調査区斜面部遺構検出状況  
図版第十二 第Ⅲ調査区祭祀遺構  
図版第十三 第Ⅲ調査区列石遺構  
図版第十四 第Ⅰ・Ⅱ調査区出土遺物  
図版第十五 第Ⅰ・Ⅲ調査区出土遺物  
図版第十六 玉田山古墳墳丘模式図  
図版第十七 箱式石棺実測図  
図版第十八 祭祀遺構・列石遺構平面図  
図版第十九 調査区出土遺物実測図・拓影

挿図 1 第Ⅰ調査区礎石遺構層位断面図

挿図 2 第Ⅰ調査区箱式石棺位置関係図

# 玉田山遺跡発掘調査報告書

——大阪府泉南郡阪南町自然田所在——

久米雅雄

## 第1章 位置と環境(図版第一)

玉田山遺跡は、大阪府泉南郡阪南町自然田玉田山1918番地に所在する。標高77.1m程の、小高い船頭型の丘陵(図版第二)であり、その地質は、殆んどが地質時代白亜紀に形成された和泉砂岩層か、もしくは第三紀末から第四紀洪積世にかけて堆積したと考えられている、大阪層群から成りたっている。

この玉田山丘陵においては、現在、玉田山縄文遺跡と玉田山古墳群の二種類の遺跡が知られているが、これらの遺跡の内容については、本書第3章の「既往の調査」の中でふれることとする。なお、本書では、玉田山丘陵全体を総称して玉田山遺跡と呼んでいるので、そのことを、初めにお断りしておく。

この玉田山遺跡の周辺部においても、幾つかの遺跡が知られている。寺田山遺跡や岩崎山遺跡は、縄文遺跡として周知されているし、また、神光寺跡などは、最近の調査によって、方形周溝墓等を伴う弥生時代の遺構であることが判明してきている。今後、阪南町下における開発の進行に伴って、実感不明の遺跡の性格が、より一層明瞭に浮かびあがってくるようになるであろうと予測される。

ところで、この玉田山遺跡について語る場合、どうしても触れざるを得ないテーマが存在する。それは、玉田山遺跡そのものが、鳥取川(井関川)・小川・中山川の三川が一本に合流してつくる所謂「菟底川」の上流域に位置していることからくる、「記紀」の述べる「鳥取之河上宮」もしくは「茅渟菟底川上宮」の問題、および「延喜式」の記載する「宇度墓」との関連の問題である。そこで本報告に入るまえに、先ず、この玉田山遺跡と「菟底河上宮跡」とりわけ「宇度墓」伝承との関連の問題を、通史的に整理しておきたく思う。

## 第2章 玉田山遺跡と「宇度墓」伝承

「鳥取之河上宮」もしくは「茅渟菟砥川上宮」に関する、文献上の初期の記載があらわれるのは、和同五年（712年）の太安萬侶による「古事記」、および養老四年（720年）の舍人親王による「日本書紀」の中においてである。すなわち、「古事記」は垂仁天皇すなわち伊久米伊理毘古伊佐知命の條の中で、「印色入日子命者、…坐鳥取之河上宮、令作横刀壹千口、是奉納石上神宮、即坐其宮、定河上部也。…」と記しており、また「日本書紀」の方も、垂仁天皇三十九年の冬十月の條において「五十瓊敷命、居於茅渟菟砥川上宮、作劍一千口。因名其劍、謂川上部。亦名日裸伴。藏于石上神宮也。是後、命五十瓊敷命、俾主石上神宮之神宝。」「一云、五十瓊敷皇子、居于茅渟菟砥河上。而喚殿名河上、作大刀一千口。…」と記して、いずれも垂仁天皇の第二子五十瓊敷入彦命が、菟砥河上宮に居られて、当地において鉄刀を多数鍛造せしめたことを伝えている。

記紀に続く、五十瓊敷入彦命に関わる記事は、延長五年（927年）に藤原朝臣忠平によって完成された「延喜式」巻二十一諸陵寮中に見いだされる記事である。そこには「宇度墓。五十瓊敷入彦命。在和泉国日根郡。兆域東西三町。南北三町。守戸二烟」と書かれており、ここにおいて初めて、五十瓊敷入彦命の墓所が、和泉国日根郡に所在するという考えが紹介されることとなる。

この「延喜式」の所説は、その後、中世・近世を通じ、一貫して継承されていったと思われる。そのことを裏づけるのは、元禄十三年（1700年）に石橋直之によって著された「泉州志」や、また享保十九年（1734年）に、関祖衡や並河誠所らによって著された「日本輿地通史畿内部」（「五畿内志」）などの地誌類である。前者「泉州志」は、その巻六の中で、宇度墓を菟砥河上宮旧跡と同所にあるとし、「宇度墓 同所 今謂玉田山山上有小社 墓前田地字宇度口 延喜諸陵式曰 宇度墓 五十瓊敷入彦命 在和泉国日根郡 兆域東西三町南北三町 守戸二烟」と記しているし、後者「五畿内志」も「宇度墓 五十瓊敷入彦命 兆域東西三町南北三町。在自然田村東、宇度川上玉田山 土人建小祠于墓上…」と述べて、「延喜式」の段階では、単に「和泉国日根郡」に所在する墓所とだけしか言われていなかった内容を、玉田山であると、一層具体

化して把えている。

このように述べてくると、宇度墓＝玉田山説は、これら地誌類が刊行されたあとに、敷衍していった考え方のようにうけとられるかも知れないが、もし、そう考へるならばそれは誤りである。なぜなら、「泉州志」完成に先立つ六年前、すなわち、元禄七年（1694年）に描かれた南家所蔵の玉田山絵図（図版第三上）を見ると、玉田山がこの時点ではすでに「玉田天王」と称されており、「玉田天王」とはすなわち、五十瓊敷入彦命の靈のことであって、それが当時、崇拜の対象となっていたことは明白であるからである。ちなみに史家根来治氏はこの「玉田天王」に關し「古來より村人達は（五十瓊敷入彦）命の靈を『玉田明神』又は『玉田天王』と崇め、墳墓の上に社殿を営み玉田神社として斎祀ったもので毎年の午祭りには自然田の櫓が官入し命の靈を慰め奉ったと云はれる」（「東鳥取村史」第四章「五十瓊敷入彦命と茅渟苑砥河上宮」188頁）と述べて、玉田天王の意味を的確に説明している。そして、この理解の正しさは、同じく南家所蔵の文化元年（1804年）の絵図が、「玉田天王」のことを「玉田天皇」と記していることからも明らかであろう（図版第三下）。

また、現在、苑砥河上宮旧蹟碑の建つ場所は、写真が示すように随分と荒れ果てた状態になっている（図版第四上）が、そのすぐ西傍に、源良材撰文による玉田山碑文が存在している（図版第四下）。天保四年（1833年）に建立されたこの碑文の内容は、次の如くである。

「苑砥川上御宮の跡てふは此地になん侍る、こをわかつていへば、ふたつの御名なれど、いひもてゆけばひとつなり、いにしへ御代に五十瓊敷入彦命は高師池、茅渟池をほり給ふて、公民の今の世までも、ひたふるに、みたまのふゆによりて、とみたゆたひける、しかしてのち此の御宮にをはして、横刀一千口を作りまして、そを石上神宮にをさめ給ひつ、そが任に命のかむきり給ひければ、そこをしも御墓にきつきて常宮の跡とこそは定まりけれ、やがて苑砥墓兆域東西三丁、守戸二戸と陵式にもいへり、こはいといとかしこみたふとむべき御墓になんあれど時代経て久しければ、今は御宮の跡なりとは更にもいはず、御墓なるにもえしらず、いつの世ゆか玉田宮と称へけるになん、さりけれど玉もじをもて斎ひ祀るのをのづから奇しくあらたなりける、此國に歴の坐ししゆ

えよしの、いとさだかなるを、きく人にもしらせまほしくて、石にえりたりといふ。

天保癸巳四年六月

さかひのうら、みなもとの良材

尾崎邑 成子元貞謹建」

このように、玉田山碑文の内容も、同じく、宇度墓=玉田山説の立場を探るものであることは判然としている。

いずれにせよ、これら絵図や地誌類、或いは碑文等が一貫して示す認識は、宇度墓は和泉國日根郡に所在するのであり、しかも菟豆川の上流域に位置するはずであるから、それは玉田山であるにちがいないというものであった。そしてこの認識は恐らく、少なくとも古代、「延喜式」の時代にまで遡及できる、伝統的認識であったのである。

ところが、明治の時代にはいって、従来の宇度墓觀は、急転直下、変更を余儀なくされることになる。すなわち、明治十四年（1881年）時の官内省は宇度墓=玉田山説を廃し、泉州郡岬町淡輪に所在する淡輪ニサンザイ古墳（東陵）を以て、宇度墓と判定した。当時の官内省が、なぜ玉田山を退けたのかについて、その理由は必ずしも明確でないが、根来氏は「之を要するに命の陵墓の玉田山説が明治になって破れたのは垂仁天皇時代は國威伸長の勃興期であり、尊貴の陵墓は大抵前方後円式で周囲に漁が廻らされる厚葬時代であったのに玉田山にはそれ等の型式を留めず、又それ等の構築物が其後荒廃し開墾せられた形跡も認められないのみならず、一見したところ、和泉山脈の尾根が平野に突き出た一山丘としか受けれず、陵墓としての條件を具備していない所から排斥されたものと考えられる」（「村史」第四章同出134、135頁）と、その理由を推測している。しかし、これはあくまでも推測にとどまるものであって、眞の理由が何であったかはわからない。この点の経緯を示す、貴重な一史料として、明治四十年（1907年）十二月五日付の上申書の写しが、南家には保管されている。「宇度墓位置誤謬之儀ニ付上申」と表書きされており、大阪府下泉州郡東鳥取村長南歎治郎より、官内大臣伯爵田中光顕に宛てたものである。その内容は、たとえば「明治十二年二月 証議ノ次第有之取消相成 尚其後全郡淡輪村ノ東ニアル墓地ヲ以宇度墓ト認定相成シモ 未タ以テ地方人民ニ於テ果シ

テ然リト首肯セズ 否寧口其誤謬ニ出タルモノト信セリ…」「…宇度墓取消相成タルハ何等的確ナル事實アリテカ取消相成タルヤ否ヤヲ憶測致シ難キモ 旧記等ニ拠ルトキハ自然田村ニ存在アルハ著明ナリ…」「然ルヲ明治十二年二月何等的確ノ理由ヲ垂示セス 単ニ詮議ノ次第ニ依リ取消相成…」「…陵墓ノ位置変更スルニ於テハ事実ト其参考ニ供スヘキ旧記ノ誌書等ヲ搜索スル…」要ありといった内容のもので、淡輪東陵 = 宇度墓説の根拠の薄弱性を指摘（南氏は淡輪東陵を紀氏の墓とみなした）すると同時に、「和泉志」、「泉州志」、「和泉名所図絵」、「陵墓一隅」などの、地誌類その他の文献に依って考察する限り、玉田山 = 宇度墓説は明白であることを強調（南氏は、東鳥取村長になる以前の、戸長であった頃にも、玉田山が宇度墓であるとの認識をあらわしていた。図版第二下参照）する内容となっている。

その後、この上申書がどのように取り扱われていったのか知るべくもないが、山頂部をも含め玉田山が古墳ではないと断言できる実証は未だえられていないというのが実情である。文献に加えての、「事実の検索」が必要となる所以である。

### 第3章 既往の調査

玉田山遺跡に関連する既往の調査の中で、正報告を伴う発掘調査と言えば、恐らく、昭和36年の玉田山古墳（1号墳）の発掘調査が、その最初のものとしてよく知られている。

#### 大正年間の調査（伝玉田山出土遺物）

但し、玉田山からの出土遺物の発見ということであれば、それより少し以前に、すでに報告がある。昭和六年に、大阪府学務部は「大阪府史蹟名勝天然記念物」の第四冊を公刊したが、その中の泉南郡一、宮址・行宮・陵墓御野立所中の「菟谷川上宮址」の項において、玉田山に関連し、「前の南東鳥取村長、先年此の山麓より、直剣一口を発掘し得たり、古墳地の出土品なるべしと考へられざるにあらざるも、周囲の地形より観察して、さる形跡なし、或は宮址の所在地よりの出土品と觀られざるにあらず」なる興味深い記事を載せている。

南歎治郎氏によるこの「直剣」そのものの発掘は、南寿郎氏によれば大正年

間のことであり、また出土地も実際は山麓ではなく山頂であったことであるが、それはともかくも、現物は、今も南家に所蔵されている。厳密には「直剣」ではなく、全長約7.8.5cm（残存茎の長さは約1.4cm）、幅約3.8cm、刀背の厚さ約4～5mmをはかる、鍛造の内反鉄刀である。また、もうひとつの小刀子の方は、全長約1.6cm（うち、茎の長さは約3.5cm）、幅2.1cm、刀背の厚さ約3mmをはかる鐵製遺物である（図版第五上）。

玉田山から出土したと伝えられる別の資料として、円筒埴輪片がある（図版第五下）。土師質であり、タガの断面は台形を呈しており、若干の赤色粒を含んでいるが、出所等は不明である。

#### 昭和36年の調査

次に、既往の調査の嚆矢である、玉田山古墳の発掘調査についてふれておく。玉田山1号墳の発掘調査は、「昭和36年1月初旬、玉田山の西麓で水路の整備工事を行った際、和泉砂岩の割石で築いた石垣ようのものが検出された」とを契機として、堅田直氏を中心とする玉田山古墳発掘調査団によって、昭和36年11月22日から同年12月8日にかけての期間実施された（昭和38年6月1日付「町政通信」参照）。調査の結果、玉田山西麓部分において、土留列石を伴う上方下円墳（マウンド径12m、マウンド高3.9m）が確認された。内部構造は両袖式の横穴式石室で、玄室長2.9m、玄室幅1.68m、羨道長3.50m、羨道幅0.97mなどの規模を有する。また玄室内の二面ある敷石床面からは、金環1、銀環3、銀素環1、ガラス製丸玉および小玉、琥珀玉、环蓋1、長頸壺1、小壺1（以上A敷石床面出土）、ガラス製丸玉、琥珀玉、鉄鎌（以上B敷石床面出土）など、多数の遺物が出土している。これら遺物のうち、特に須恵器の年代から、この玉田山古墳の築造年代は、ほぼ、7世紀のはじめから中頃までのものとみなされている。そして、この玉田山1号墳は、昭和42年4月以後、大阪府の顕彰規則によって府の指定史跡とされている。なお、この玉田山古墳の発掘調査報告の詳細については、「玉田山古墳発掘調査概要」（昭和36年12月、玉田山古墳発掘調査団）、或いは「玉田山古墳の発掘」（昭和48年2月、根来治著「鳥取郷史」所収）を参照されたい。

### 昭和 48 年の調査

玉田山遺跡に関わるもうひとつの調査は、昭和 48 年に(財)大阪文化財センターによって実施された、阪南町自然田地区における分布調査である。この際、調査されたのは、南区と呼ばれる約 7 ha の地域と、北区と呼ばれる約 9 ha の地域であったが、このうち玉田山に直接かかわったのは北区の方である。そして、この北区内での分布調査の結果、「玉田山縄文遺跡」から南へならかに伸びていく尾根上で、有舌尖頭器が 1 個採集されたが、調査担当者によれば、この尖頭器は「風化度、全形と剝離の特色、断面が平面形に対して分厚いこと」などから、「先土器文化期の所産である疑いの濃い遺物である」と結論されている。報告の詳細については、「大阪府泉南郡阪南町自然田地区埋蔵文化財分布調査報告書」(昭和 48 年 8 月、(財)大阪文化財センター)を参照することができる。

以上が、既往の調査の概略である。続いて、調査報告に移ることにする。

## 第4章 調査報告

今回の、玉田山公園建設計画に先立つ事前調査においては、調査面積約 6,600 m<sup>2</sup> の範囲を大きく三つの調査区に分け、菟砥河上官旧跡の前面の広場予定地平坦面を第Ⅰ調査区(トレンチ 1 ~ 4)、丘陵頂部展望台予定地から丘陵斜面部広場予定地にかけての範囲を第Ⅱ調査区(トレンチ 5 ~ 10)、丘陵頂部と菟砥河上官旧跡との間の丘陵斜面部分を第Ⅲ調査区(トレンチ 11 及び拡張部)と名付けて、それぞれトレンチ調査法によって、遺構の有無やその範囲、またその性格を把握することに努めた。以下、各調査ごとの説明をおこなう。

### A) 第Ⅰ調査区

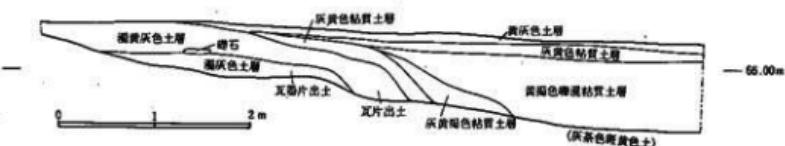
第Ⅰ調査区においては、先ず、表土除去作業を実施した(図版第七上)あと、トレンチを合計 4 本設定した(図版第六)。このうちトレンチ 1、2 においては礎石を伴う遺構が検出されたが、3、4 においては遺構は、見いだされなかった。

### 礎石遺構

トレンチ 1、2 で検出された礎石遺構の層位は、挿図 1 に示す通りであり、全体に西に傾斜していく、粘性の強い灰茶色斑のまじる黄色土上に、濁灰色および濁黃灰色の整地層がのっている（図版第七下）。そして、礎石そのものが検出される面は、濁灰色土層上面においてである。

礎石は計 3 個所で見い出されているが、トレンチ 1 の中で検出された 2 つの礎石の間隔は約 1.1 m、トレンチ 1 の東の礎石とトレンチ 2 の礎石との間隔は約 4.4 m をはかる。礎石が幾らか動いていたり、欠失していたのは残念なことであった（図版第八）。

礎石遺構の年代は明確ではないが、整地層である濁灰色土層内から、暗文を有する瓦器片や、濁黃灰色土層内から灰色ないしは、黒灰色を呈する繩目瓦片が出土していることは、この遺構が中世もしくはそれに近い時期のものであることを判断する資料となる（図版第十四上、第十九の 1）。



挿図 1 第 I 調査区礎石遺構層位断面図

### B) 第 II 調査区

第 II 調査区においては、先ず、丘陵頂部の、現地形では最も高い部分にトレンチ 5、6 を互いに直交するかたちで設定してみた（図版第六）。そしてここは、山頂の問題の個所であるだけに、何らかの古墳の存在を裏づける証拠はないものかと期待したが、トレンチ掘削位置は剣スコップも難喰も入らぬほどの和泉砂岩の固い岩盤であって、それらしい遺構は検出することができなかった。和泉砂岩層の、この地山直上では、僅かに近世瓦片（図版第十四下）や、胎土に金粉を含み、表面にヘラ描き沈線を伴う。色調灰赤色の土製品（図版第十五上、第十九の 2.8.4）が、採集されたのみである。

さて、このように、期待したトレンチ 5、6 においては、何ら古墳の痕跡を

みいだすことができなかつたのであるが、なかば追いつめられたような気持で、玉田山の平面地形図に目をやっていた時、ふと、ひとつの考えが頭をよぎつた。それは、もしかするとこの丘陵は、自然地形を利用した前方後円墳ではないだろうか（図版第六）、また、もしやそうであるとすれば、トレンチ5、6の交点の位置は、後円中央部より、やや西北に偏しすぎてはいないだろうかとの考えであった。

そこで早速、図上で円丘部の円弧を数ヶ所で取り、弦の垂直二等分線上の交点を求めて円丘部の中心を定めたところ、理論上は、円丘部の中心は、玉田山公園平面図のポイント杭T-22-10-1およびT-22-10の二点通り、トレンチ5、6の交点よりは、更に東南方向に約12m前後寄った位置にあることが判明した。そこで、その図上の中心点を現場におとし、開削を試みたのがトレンチ7である。

#### 箱式石棺

このトレンチ7の掘削をはじめると同時に、円丘部のはば中心部分でG.L.マイナス約10cmのところで、和泉砂岩製の板石が露わればじめた（図版第九上）。蓋石がなく、しかも石棺内東北端に、戦後植樹されたと思われる若い松の木が生え出ていたため、すでに副葬品は盗掘をうけている可能性が予測された。しかし、副葬品かどうかの判定はしがたいものの、石棺検出時に、石棺の下方約2m付近の黄灰色土層直上で、鉄錆をおびた内径約1.98～1.88cm、厚さ2～3mmほどの環状鉄製品が1個検出された（図版第九下、第十五下上段中上）。結局、棺内からは、埋土も細かく洗いながら丁寧に点検してみたが、遂に副葬品らしきものは、一点も見い出すことができなかつた（図版第十）。

箱式石棺の規模と構造については、実測図に示した通りである（図版第十七）が、これは、ほりかたの中に、長さ172cm、幅44cm、深さ30cmをはかる、和泉砂岩製の側石3枚×3枚、小口石1枚×1枚から成る、床面に小砂利をひく構造の箱式石棺である。そして、この箱式石棺が、円丘部のはば中心に位置していたことから（箱式石棺の埋設は、挿図2が示すように、和泉砂岩のかたい岩盤をさけて、整地層内で行なわなければならなかつた）被葬者も、当該古墳に関わる中心的人物か、それに近い人物を想定してよいのではないかと考え

るものである(図版第十六)。

箱式石棺の年代については、伴出遺物がなかったため明確ではない。ちなみに、泉南方面での箱式石棺を内部主体とする古墳について参考を言うならば、泉南郡岬町所在の西光寺山古墳(丘陵尾根線上頂上近くに立地し、床面は粘土敷の上に玉砂利をひく構造)が、鐵劍、鐵鎌、勾玉、管玉などを出土して五世紀前葉の古墳、同じく同町所在の磯山古墳群B-3号墳(B尾根線上最先端に立地し、床面に大豆大的砂利をひく)は、鐵刀破片を出土し、五世紀後葉ごろの古墳といわれている(1980年4月磯山古墳群調査会「淡輪磯山古墳群」33~35頁)。

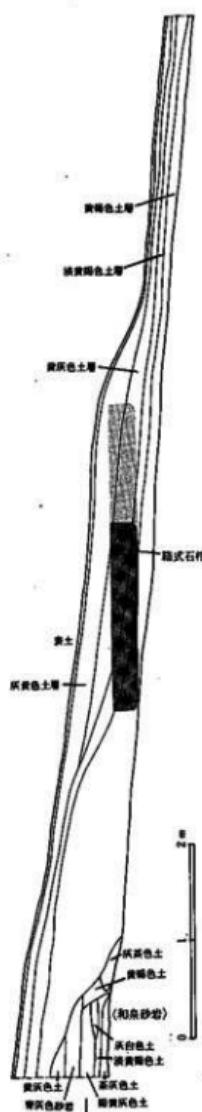
いずれにしても、明治十二年の二月、宮内省の詮議によって、古墳ではないとされてきた玉田山において、しかも、その山頂部分において、古墳の主体部が検出され、玉田山が古墳であることが明確となったことの意味は大きく、今後、宇度墓論争に再び火をつけるものと思われる。

なお、第Ⅱ調査区内における他のトレントン8、9、10については、表土下にすぐ自然の岩盤が認められたのみで、何ら遺構は検出できなかった。また南家所蔵の如き円筒埴輪片の類も、今回の調査では、採集することができなかった。

### C) 第Ⅲ調査区

#### 祭祀遺構・列石遺構

第Ⅲ調査区においては、箱式石棺の検出されたトレントン7と「菟谷河上宮旧跡」との中間の部分を明らかにすべくトレントン11を設定した。トレントン11



插図2 第Ⅲ調査区  
箱式石棺位置関係図

を開削したところで、コの字型に石を並べた配石遺構が検出されたため、トレシチ11を、図版第六のような平面形に拡張した。その結果、検出された遺構は、図版第十八に示した如くである。今のべた配石遺構のほか、支石と須恵器片、溝状遺構、ピット、焼土を含む土壌（図版第十一、第十二）、そして一部瓦（図版第十五下上段右、第十九の5.6.7）をmajiedた列石遺構（図版第十三）などが検出されている。また、列石遺構下方の遺構面直上においても、二、三の瓦片を採集することができた（図版第十五下下段三点）。そして、これら検出遺構のうち列石遺構は、恐らく鎌倉時代以後のもので、禁足地的意味あいを示した遺構として把えてよいであろうし、また他の遺構は、基本的には、墓前祭祀遺構と把えてよいのではないかと考えている。

「延喜式」卷二、神祇二・四時祭下石上社一座の記載をみると、神税中に、「壇。缶。水盆。山都婆波。小都婆波。菖蒲。酒垂。匱。等呂須岐。高盤。片盤。短女杯。小杯。酒杯。菖杯。陶白各二口。酒罷五十束。神税。」など数多くの物品が供されているが、第Ⅰ調査区の中で支石の中に須恵器の壺の破片がある（図版第十五下上段左、下上段中中）などは、或いは神に供された酒壺が存在していたことを物語っているかもしれない（たとえば嚴食と祭祀の関わりの実例については「石上神宮宝物誌」第四章現存宝物の調査79-81頁「嚴食」の項などを参照）。その他、焼土を含む土壌や簡易な性格のピット、そして二本の溝状遺構（下方の溝からは、須恵器片が出土している。図版第十五下上段中下）も恐らく祭祀に関連した遺構であり、或いは、箱式石棺の被葬者を意識しての、墓前祭祀遺構である可能性が強い。

以上が、第Ⅰ調査区、第Ⅱ調査区、第Ⅲ調査区の報告である。

## 第5章 まとめ

今回の、玉田山遺跡の発掘調査に関する最大の成果というのは、玉田山山頂における古墳主体部の発見にあるといって過言でない。古代・中世・近世の永きにわたって伝統的に墓所であると認識されていた丘陵が、明治の初頭に、何らの学術的調査も経ないままに、いきなり古墓ではないと断言され、字度墓た

るの資格を剥奪されてしまったのであったが、今回の調査により、単なる縄文遺跡としてしか評価されていなかった自然丘陵玉田山が、古墳としての明確な立証を得たということは、きわめて意義深いことであると思われる。これによって、玉田山＝宇度墓説の是非論が、再び論議の対象として上ってこようからである。

さて、岬町淡輪所在の淡輪ニサンザイ古墳が、「延喜式」の述べる宇度墓でありえないことは、今日、殆んど学界の常識であると言ってよい。なるほど、淡輪ニサンザイ古墳は、和泉国日根郡に所在しはしているものの、「鳥取之河上」や「菟砥川上」といった、地理的・地名考証的見地からの条件を一切満たしておらず、いわば淡輪には、宇度（菟砥）との地名的関連が全くないにも拘らず、無理矢理に淡輪ニサンザイ古墳を宇度墓であると断定しているところに、立論上の難点がある。また、考古学的にみても、淡輪ニサンザイ古墳は、今日の学界の通説としては、五世紀後葉から六世紀初頭にかけての、紀氏の墓であるとされている（昭和52年、川西宏幸「淡輪の首長と埴輪生産」大阪文化誌第2巻第4号ほか）ので、この面でも淡輪の東陵は、「宇度墓」たる條件を何ら備えていないということになる。

一方、今回発見された、玉田山の山頂の古墳はどうであろうかということになるのであるが、わたくしは①この古墳が「延喜式」の述べる如く、和泉国日根郡に所在していること、また、②玉田山自体「菟砥川上」に位置しており、しかも「泉州志」などは「墓前田地 字宇度口」と記していて、地名考証的には、玉田山が、「宇度」ともっとも密接な関連をもっていることを明示していること、しかも、③今回の調査によって、玉田山丘陵自体が、（時期や被葬者は不明ながらも）自然地形を利用した比較的大きな古墳（私見では前方後円墳）であることが判明したこと、などを総合して、一応、玉田山を「宇度墓」と看做してよいのではないだろうかと考えている。

但し、ここで注意を喚起しておきたいのは、今述べた玉田山が「宇度墓」であるということの意味は、あくまでも、「延喜式」の筆者たち、すなわち古代貴族の抱いていた「宇度墓」観がこのようであったろうという意味にとどまるのであって、決して、玉田山自体を、五十瓊敷入彦命の真実の被葬地であると

主張しているわけではないということである。というのは、記紀は、五十瓊敷入彦命の被葬地については、何も述べていないからである。

「日本書紀」の重仁天皇の八十七年の春二月の條には、「八十七年春二月丁亥朔辛卯、五十瓊敷命、謂妹大中姫日、我老也。不能掌神宝。自今以後、必汝主焉。大中姫命辞日、吾手弱女人也。何能登天神庫耶。五十瓊敷命日、神庫雖高、我能為神庫造梯。豈煩登庫乎。…然遂大中姫命、授物部十千根大連而令治。故物部連等、至于今治石上神宝、是其緣也」と記されているが、五十瓊敷入彦命が老年に達し、石上神宮の神宝の管掌を物部十千根に譲り渡したとの情況については、書紀は何も記していない。従って、五十瓊敷入彦命が、その後もひきつづき大和の地に留まられたのか、それとも、和泉の国に所謂隠居のかたちで還られたかについては不明というしかなく、墓所の所在地も記紀の記載からは、導きだすことができない。要は、「延喜式」の「宇度墓」に関する記載が、どれ程確実な証拠に立脚しているかにかかっているといって過言ではないであろう。

今後、果して、玉田山が、真実の五十瓊敷入彦命の墓所であるかどうかを見きわめていくことは、非常に難しい問題ではあると思うけれども、「菟底川上宮」それ自体や鉄劍の製作址（地元には雀の森伝承がある）を調査、究明していくこと、また、伝玉田山出土の鉄刀と明治七年（1874年）に石上神宮の禁足地から出土した鉄刀とを比較研究（昭和四年十二月「石上神宮宝物誌」同出118～118頁 武器・神劍の項および文末附録 南歎治郎書「古劍対照ノ資料」参照）することなどによって、徐々に、書紀の記載の信憑性をも含めて、問題の核心は明らかにされてくるものと思われる。これらについては、今後の課題といたしたい。

〈補記〉 調査の結果、展望台予定地であった山頂部にて箱式石棺、また広場予定地およびその周辺において、礎石遺構や列石遺構が検出されたため、阪南町では、昭和55年11月15日、総務部長以下、関係各課長が互いに合議する機会をもち、大阪府の意見を参考にして、玉田山をその重要性に鑑みて、基本的には全山現状保存することに決定した。これによって当初の計画案は、

一応白紙撤回されることになった。

なお、今後、今回発見された山頂の玉田山古墳を、西籠の府の指定史跡である玉田山1号墳や2号墳と共に、ひとくくりにして、「史跡玉田山古墳群」として永久保存が図られるならばさいわいである。 (完)

## 附録

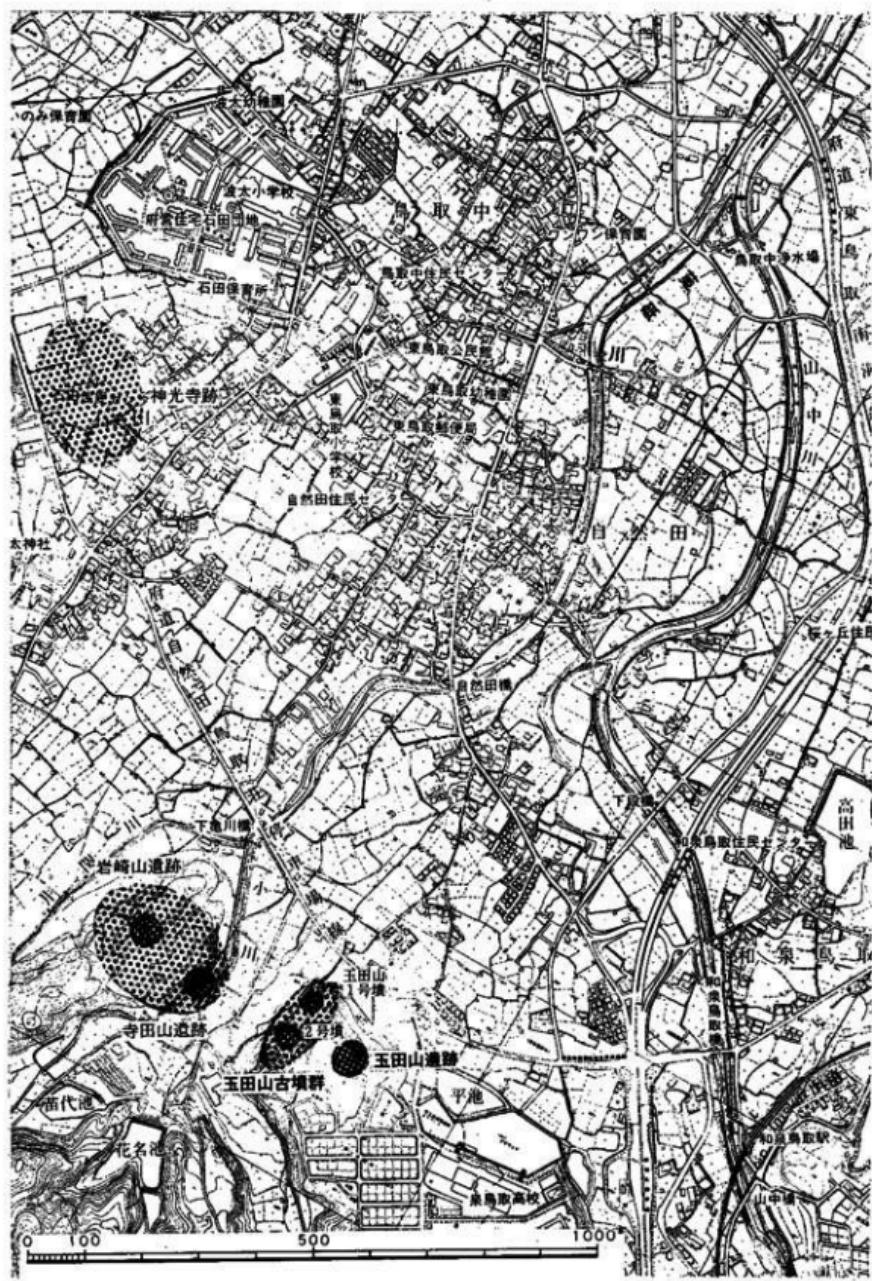
### 「古劍対照ノ資料」

南瓊山

「日本紀ニ日ク 垂仁天皇三十九年十月 五十瓊敷命 居於茅渟菟砥河上宮作劍一千口 是奉納石上神宮ト 亦旧事記及古事記ニモ此事ヲ記セリ 余瓊山 往年我が東鳥取村大字自然田玉田山の麓 即ち菟砥河上宮趾近傍の地より發掘せし 古劍一口あり 其製古雅一見して 中世已降のものに非るを知る (劍は余が家に珍藏す) 因て 余は益々旧記の錄する所空しからざるを証し得て 大和國山辺郡丹波市駅を距る約十町許なる 彼の官幣大社 石上神宮に詣うで 宮司に会見を求め 和泉国菟砥河上なる五十瓊敷入彦命宮址所在地より遙に参りたる旨を通じ 本社宝劍の鍛錬及形式等の説明を乞ひしかども 事神祕に屬し 明言を憚るとして 余に満足を与へられず 是に於て 余は話頭に一步を進め 曰に發掘して余が家に保存せる 古劍の形式を語りぬ 宮司も今は黙止し難じとて 本社の秘劍と彼れ此れ製を同くし 一点疑ひを容るるの餘地なき旨 懇懃に説明せられぬ 本社の神劍も亦 古昔より土中埋没のものたりしを 明治六年一月 勅命に依り旧記に照合して發掘せられたるものにて 即ち一千口の幾分なるは申す迄もなし 永く神庫の宝物として秘錬すと云ふ 尚古劍を埋没せし域内へは 現に庶民の出入せざる様に 禁足令を布かれつつあり」 (南家所蔵文書)

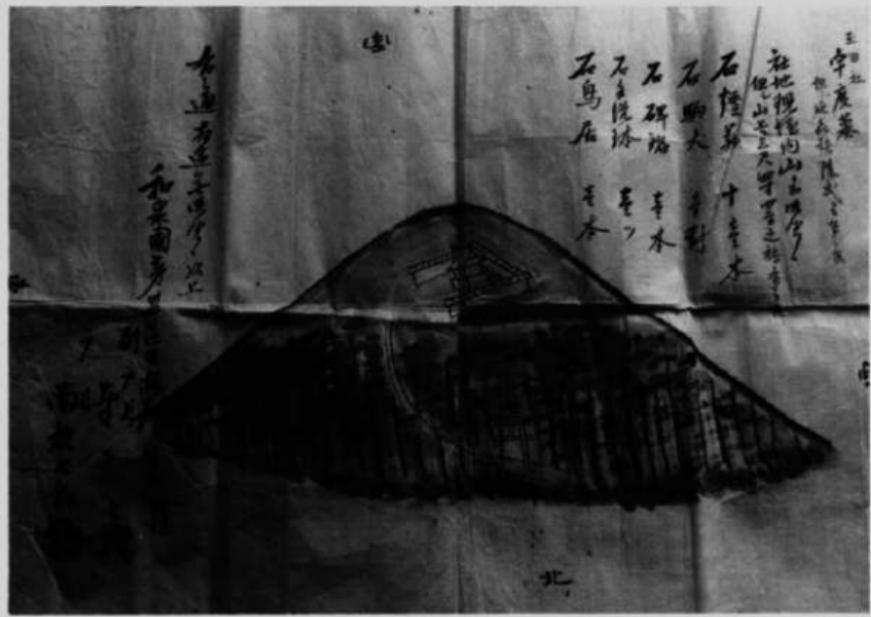
# 図 版

図版第一 玉田山遺跡と周辺遺跡



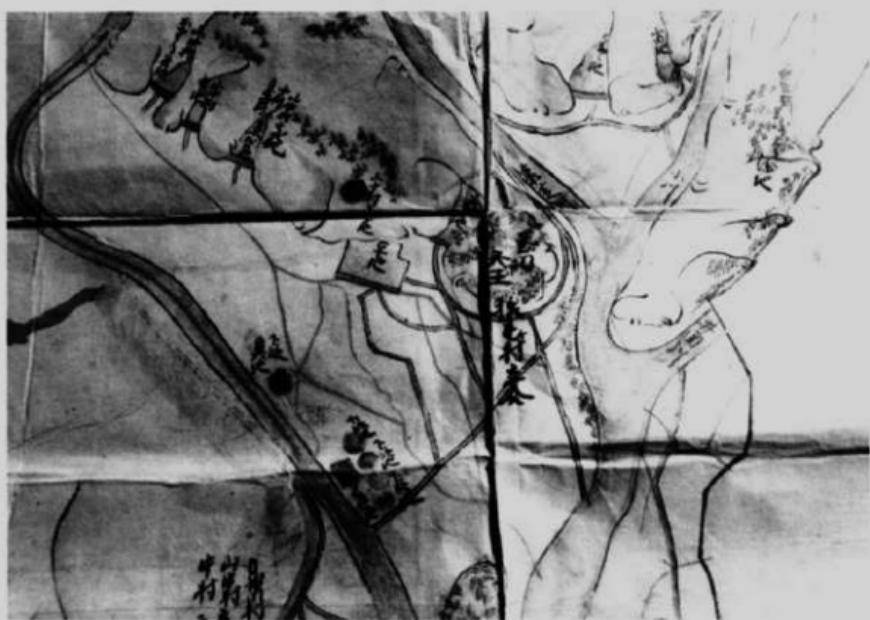


玉田山遺跡遠景

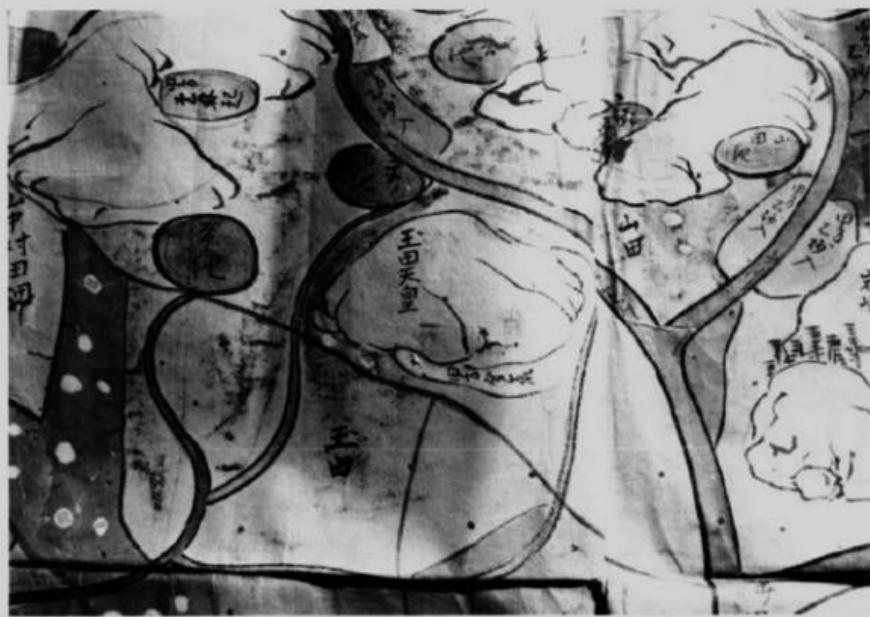


明治時代の玉田山（宇度墓）

図版第三 玉田山絵図（南家所蔵）



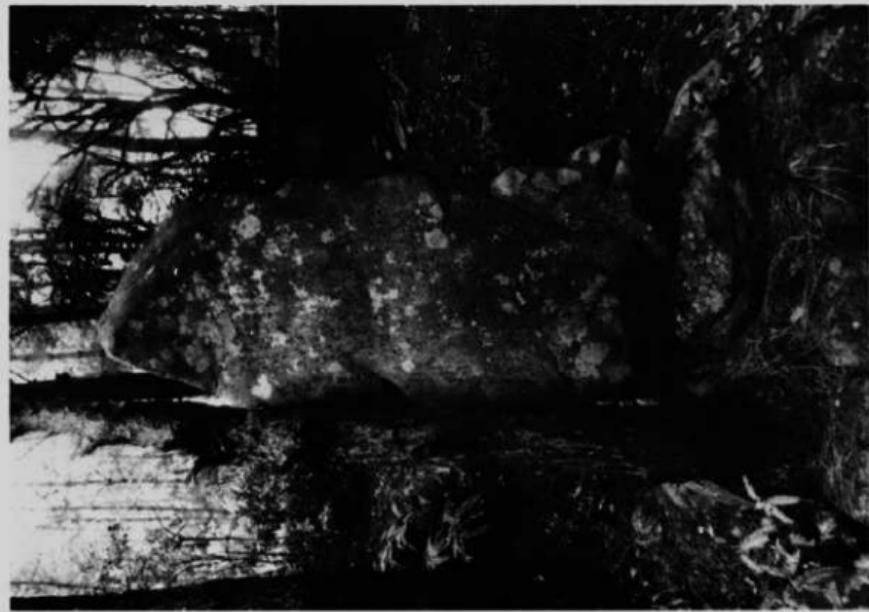
元禄七年（1694年）玉田天王



文化元年（1804年）玉田天皇

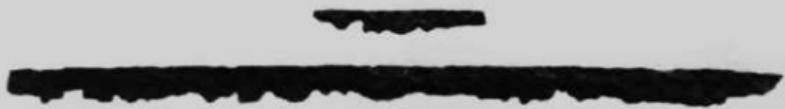


萩城河上宮旧跡

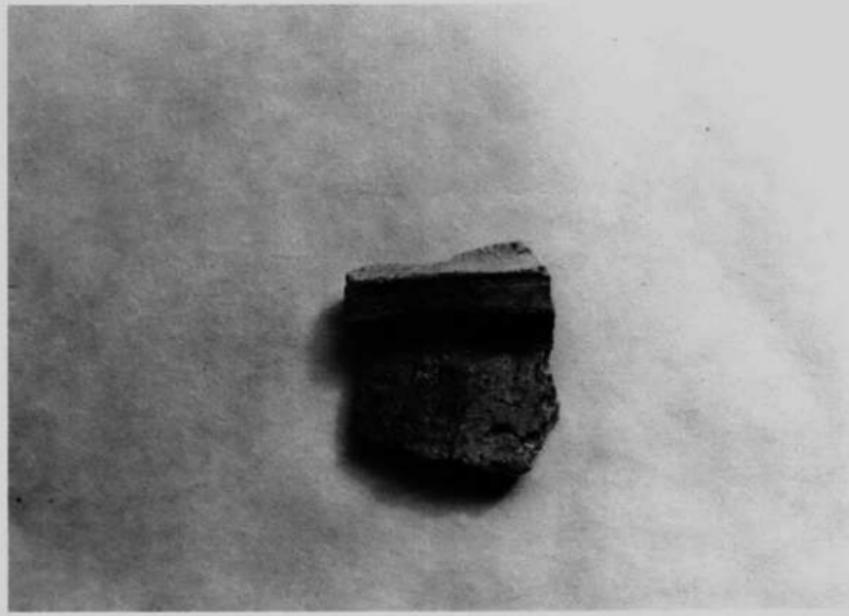


天保四年（1833年）玉田山碑文

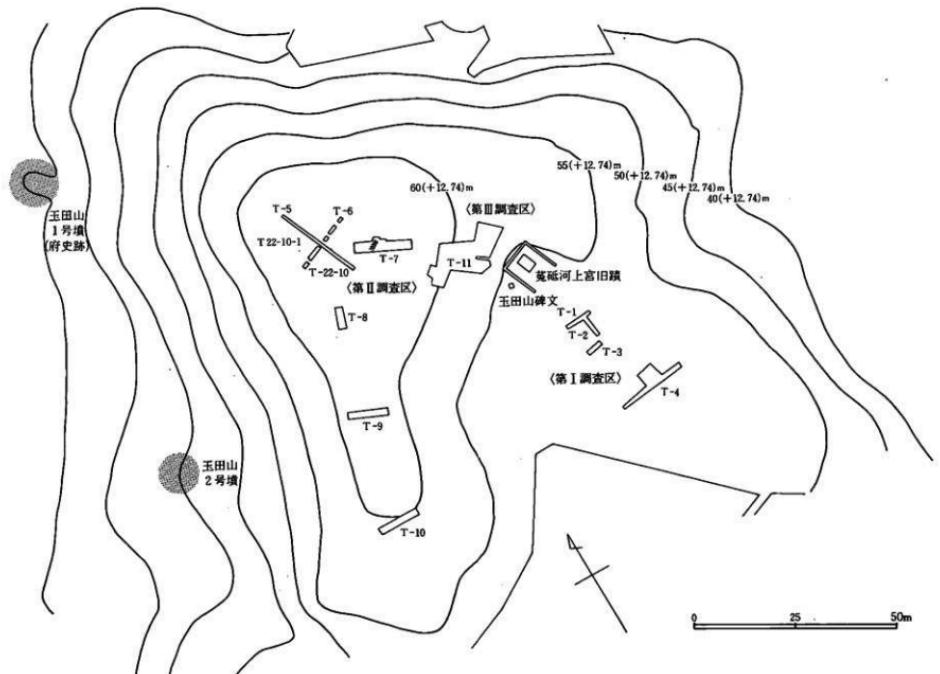
図版第五  
伝玉田山出土遺物  
(南家所藏)



鉄刀



円筒埴輪片





第一調査区 表土除去作業



トレンチ1 南壁断面 北方向より



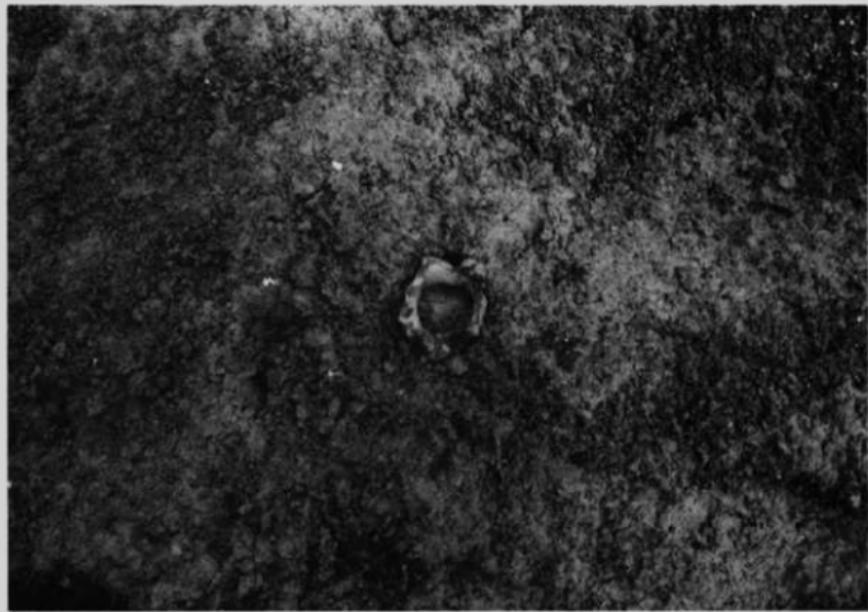
トレンチ 1 東方向から



トレンチ 2 北方向から



箱式石棺の検出



環状鉄製品の出土

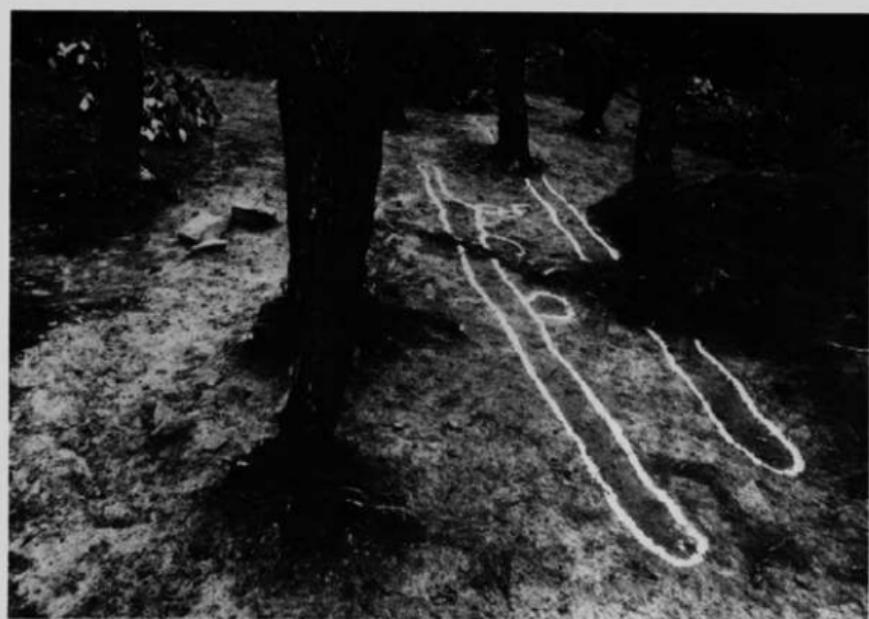
図版第十 第II調査区箱式石棺



西南方向より



西北方向より



溝状遺構とピット



配石遺構と支石及び須恵器片



配石遺構



支石と須恵器破片

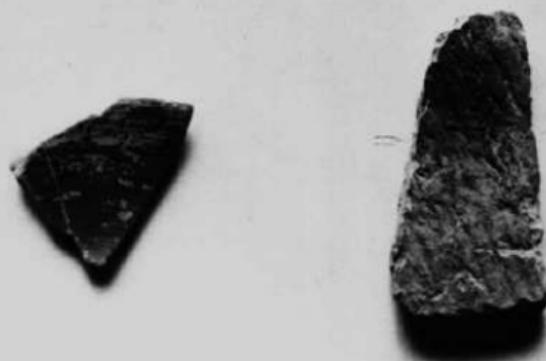


列石遺構 東南東方向より



列石遺構 東北東方向より

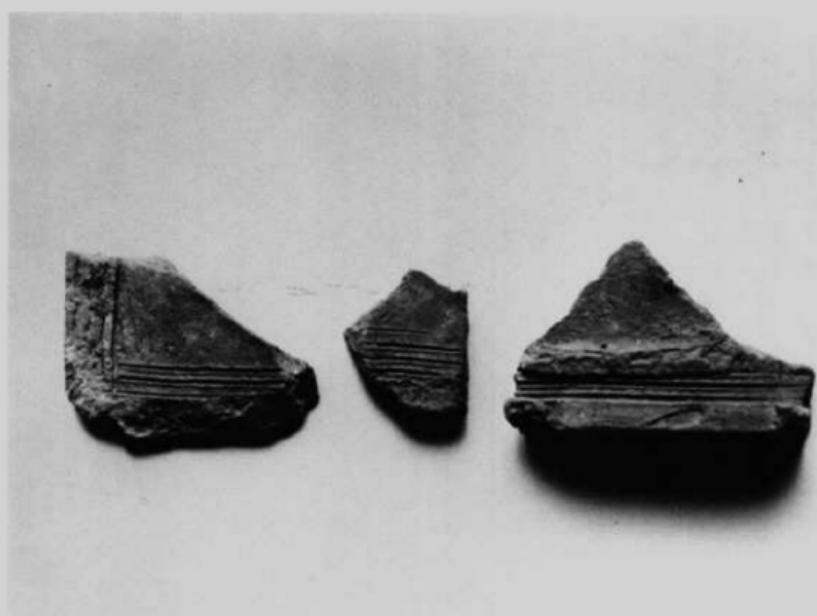
図版第十四 第Ⅰ・Ⅱ調査区出土遺物



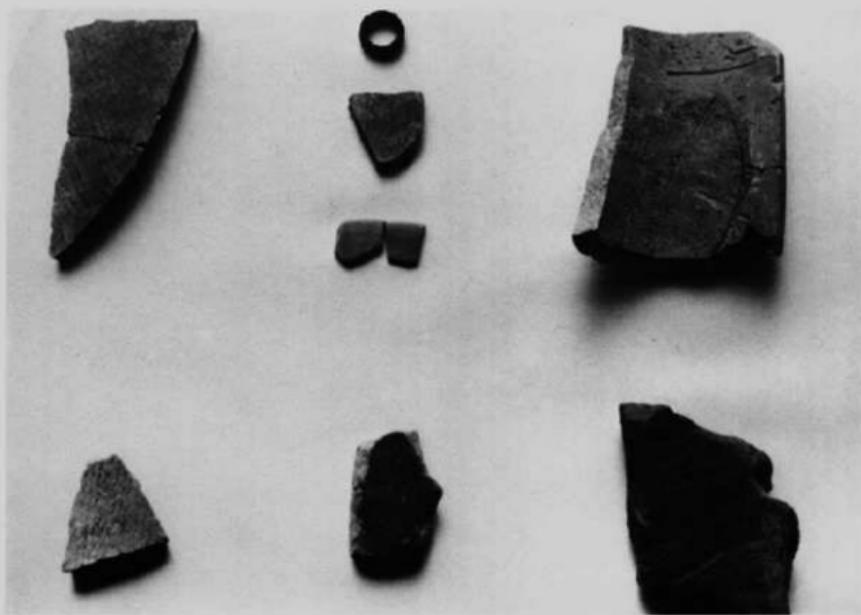
第Ⅰ調査区出土遺物



第Ⅱ調査区出土遺物

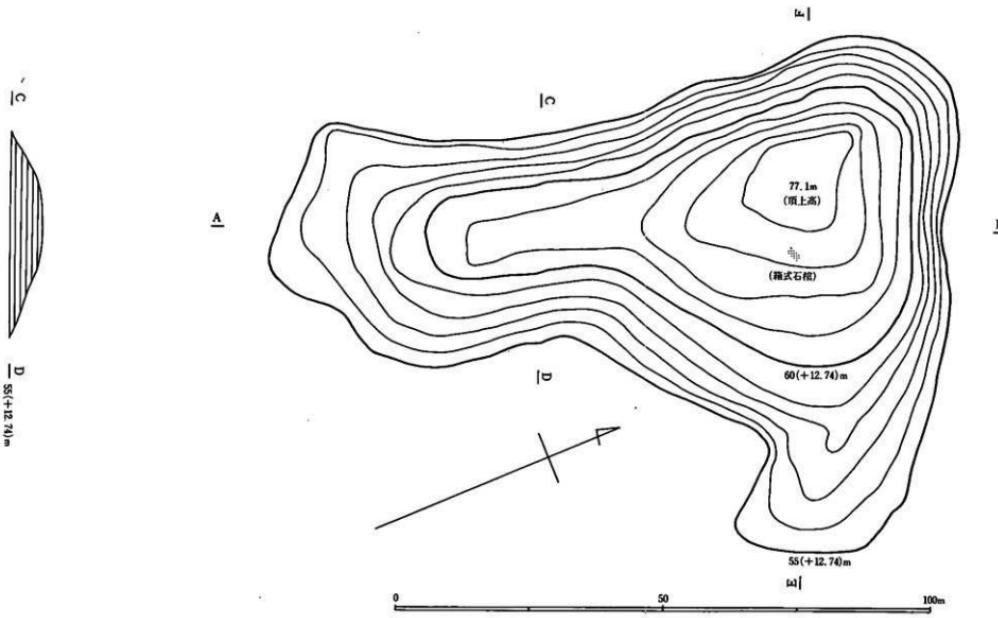


第II調査区出土遺物

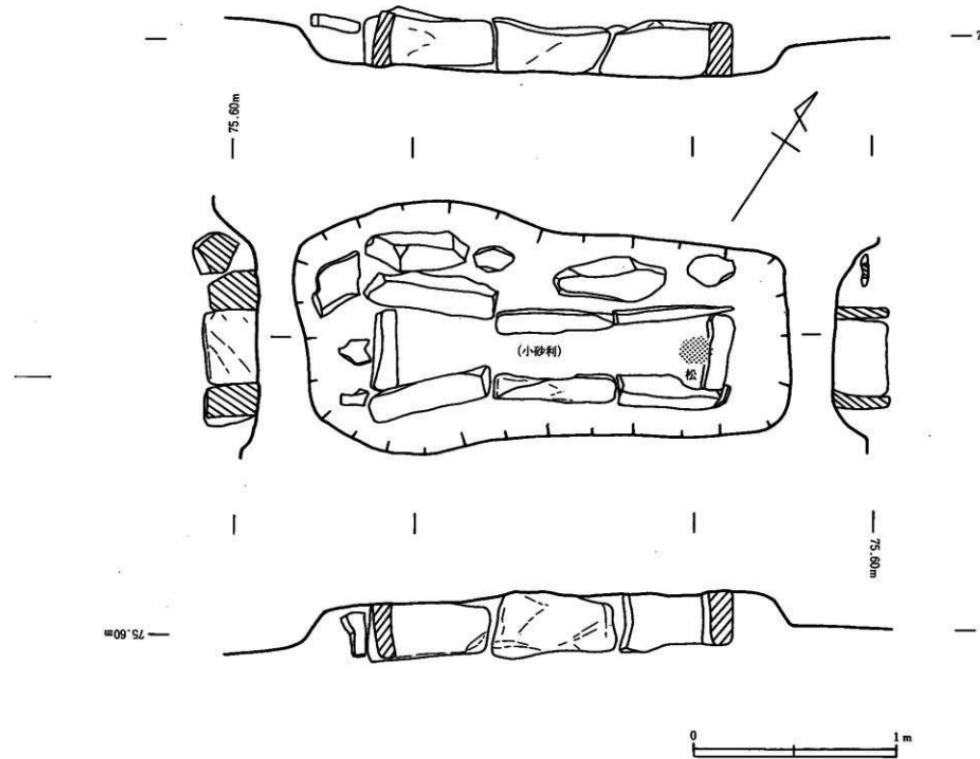


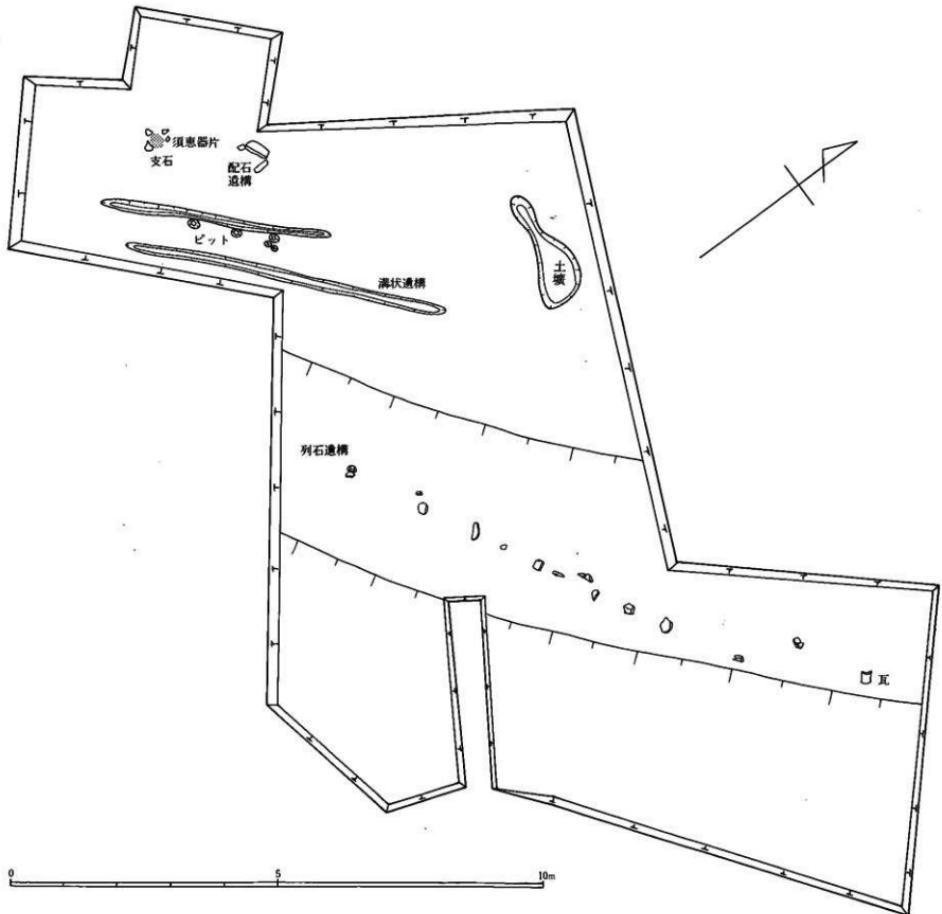
第III調査区出土遺物

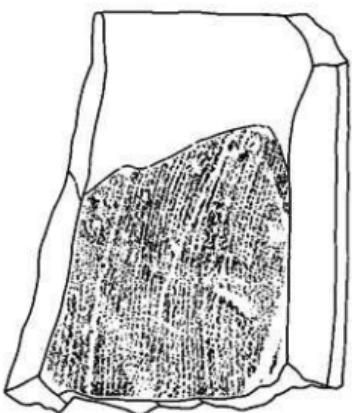
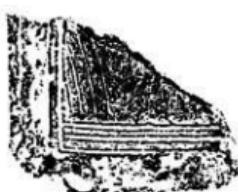
図版第十六 玉田山古墳墳丘模式図



B 55(+12.74)m







5



6

0 5 10cm

阪南町埋蔵文化財発掘調査報告書

玉田山遺跡発掘調査報告書

—大阪府泉南郡阪南町自然田所在—

昭和57年3月31日発行

発行者 阪南町教育委員会社会教育課  
大阪府泉南郡阪南町尾崎町35-1

印刷者 株式会社 中島弘文堂印刷所  
大阪市東成区深江南2丁目6番8号